

能実発 0824 第 1 号
能形発 0824 第 1 号
平成 24 年 8 月 24 日

中央職業能力開発協会会長 殿
社団法人全国民営職業紹介事業協会会長 殿
全国専修学校各種学校総連合会会長 殿
社団法人日本経済団体連合会常務理事 殿
日本商工会議所産業政策第二部長 殿
全国中小企業団体中央会会長 殿
日本労働組合総連合会総合労働局長 殿
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会会長 殿
公益財団法人日本生産性本部理事長 殿

厚生労働省職業能力開発局
実習併用職業訓練推進室長



キャリア形成支援室長



ジョブ・カードの電子ファイルの取扱いについて

日頃より、ジョブ・カード制度の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。
ジョブ・カードについては、多くの場合、紙媒体で求職者等の相談者（以下「相談者」という。）から提出され、これを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、ジョブ・カードの交付を行っていただいているところです。一方、相談者が USB メモリ等の外部記憶媒体にジョブ・カードの電子ファイルを保存して当該媒体を持参するケースや、相談者との間で電子メールによりジョブ・カードの電子ファイルを送受信するケースも考えられるところであり、この場合において、交付されたジョブ・カード様式を電子ファイルにより保管することが可能となれば、紙媒体で保管する場合と比べ、汚損や劣化を防止できるという利点が生じることとなります。また、平成 23 年 4 月に策定された「新全国推進基本計画」を受け、ジョブ・カード推進協議会においてもジョブ・カード

の電子化への対応が求められています。

以上を踏まえ、今後は、ジョブ・カードの電子化を推進することとし、これに当たり、ジョブ・カードの電子ファイルの取扱いについて整理するとともに、その際の留意点等について下記のとおりとりまとめました。貴職におかれましては、下記内容について御承知いただくとともに、引き続き、制度の周知・広報等に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、ジョブ・カードの交付を実施する機関におかれましては、相談者に対し、電子端末上でのジョブ・カードの作成を勧奨し、本通知に示す取扱い上の留意点等を積極的に周知いただくとともに、その実施に遺漏なきよう特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

記

1 外部記憶媒体等に保存されたジョブ・カードの電子ファイルを利用する際の留意点

(1) 外部記憶媒体に保存された電子ファイルを利用する場合

外部記憶媒体に保存した電子ファイルを、電子端末において利用する場合は、開封前に必ずウイルスチェックを行い、コンピュータウイルスの感染等に伴う情報漏えいの防止に努めること。また、ジョブ・カードの電子ファイルを取り扱う電子端末のウイルス対策ソフトは、適宜アップデートを行う等の万全なセキュリティ対策を講じること。

(2) 電子メールに添付されたジョブ・カードの電子ファイルを利用する場合

相談者から送付された電子メールを受信するに当たっては、その前提として、自動的に受信メールのウイルスチェックを行い、ウイルスに感染したメールをブロックする等のセキュリティ対策を講じておくこと。なお、受信メールが、コンピュータウイルスの感染その他の理由により電子端末の正常な動作を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該電子メール又は当該電子メールに添付された電子ファイルのうち、正常な動作を妨げるおそれの要因となると考えられるものを消去する等の措置を講じること。

さらに、個人情報等が記載されたジョブ・カードの電子ファイルを、電子メールにより相談者に送信する場合は、添付ファイルに対するパスワードの設定又は情報の暗号化等の措置を講じ、相談者本人以外の者が、送付されたジョブ・カードの電子ファイルを相談者本人の同意を得ずに閲覧等することがないようにすること。

(3) ジョブ・カードの電子ファイルの管理について

ジョブ・カードは、第一義的には自律的なキャリア形成支援ツールである

ことから、その管理は交付を受けた本人が行うこととなっており、また、情報漏えいを極力防止する観点から、相談者の同意を得た場合であったとしても登録キャリア・コンサルタントによるジョブ・カード及びそのコピー等の保管はできないこととしている。今後とも、媒体の如何を問わず、ジョブ・カードの管理は相談者自身が行うこととし、電子端末においてジョブ・カードの電子ファイルを利用する場合であっても、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングが終了し、ジョブ・カードの電子ファイルを相談者の外部記憶媒体に保存した時点又は当該電子ファイルを相談者に電子メールで送付した時点で、当該電子ファイル及びこれが添付された電子メール等を削除することとし、手許にジョブ・カードの電子ファイルが残らないようにすること。

なお、ジョブ・カードに記載されている個人情報の中には、キャリア形成上の課題や問題点、相談者本人の抱える課題への助言等、一般に公開を望まないプライバシー情報が含まれることがあり得ること、また、ひとたび個人情報の漏えい等が発生した場合には相談者に多大な影響を与えることに十分留意し、ジョブ・カードの電子ファイルについては、厳重な管理を行うこと。

2 ジョブ・カードの電子ファイルを活用したキャリア・コンサルティングについて

ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施に当たっては、一般に印刷した紙媒体を用いることとなるが、ジョブ・カードの電子ファイルを活用し、電子端末画面上で相談者と登録キャリア・コンサルタントが記載内容を確認しつつ、キャリア・コンサルティングを実施しても差し支えないこと。

ただし、このような場合であっても、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングは対面形式で実施する必要がある点に留意すること。

3 ジョブ・カードの交付の取扱いについて

ジョブ・カードの交付に対する基本的な考え方は、相談者が記載したジョブ・カード様式1から3を踏まえて、登録キャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを実施し、キャリア形成意識の促進のための助言等を含む内容をジョブ・カード様式3に記載し、相談者に手交することである。ジョブ・カードの交付に当たっては、従来と同様、記載内容の書替えを防止するため、様式2及び3のキャリア・コンサルタント記入欄における登録キャリア・コンサルタントの氏名については必ず直筆で署名することとするが、相談者が、電子ファイルでのジョブ・カードの交付を希望した場合は、直筆の署名がなされた紙媒体の様式2及び様式3をスキャナー等でスキャンしてPDFファイル等の電子ファイルに変換した上で、当該電子ファイルを相談者

に手交すること。

この場合において、登録キャリア・コンサルタントが相談者に対し、ジョブ・カードの当該電子ファイルを保存した外部記憶媒体を手交すること又は当該電子ファイルを相談者に電子メールで送付することをもって、ジョブ・カードの交付と取り扱うこと。

就活学生を支援する新しいツール 「学生用ジョブ・カード」をご活用ください



「学生用ジョブ・カード」とは、就職を見据えた大学生や専門学校生が、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する、履歴書より詳しい自己PRシートです（裏面参照）。一般的な履歴の内容のほか、学校のカリキュラムの中で力を入れて取り組んだこと、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティや、将来の職業への展望（キャリア・ビジョン）などを、具体的かつ詳細に記載できるようになっています。

学生用ジョブ・カードは、教育の現場では、**学生がキャリア意識を高め、自己の個性や能力を理解して適切な職業選択を行うことをサポートするツール**になります。また企業に対しても、色々な側面から求職者の人物評価をするための資料となるので、採用選考の応募書類としての活用を積極的に勧めています。

皆さまの学校における**キャリア教育や就職支援**に、学生用ジョブ・カードぜひご活用ください。特に、学生からジョブ・カード交付のためのキャリア面談や「教員記入欄」へのコメント記入を求められた場合には、ご対応をよろしくお願いいたします。

一般用の「ジョブ・カード」は、フリーターなど正社員経験の少ない人を対象に、安定した就職を支援するツールとして、平成20年にスタートしました。このたび対象を広げ、学生のキャリア教育や就職活動に活用していただける「学生用ジョブ・カード」を開発し、現在普及を図っています。

- 学生用ジョブ・カードの対象となる学生には、在学生のほか、未就職の卒業生も含まれます。

学生用ジョブ・カードの特長



☑ **作成の過程で、自分の強みやアピールポイントを見つけ、就職活動時に効果的な自己PRができるようになります。**

☑ **就職活動時に、企業への応募書類やPRシートとして活用することができます。**



◆ 学生用ジョブ・カードを作成した学生の声 ◆

- ◎ 働くことの意味を考えるきっかけとなり、就職活動に対するモチベーションが向上した。
- ◎ 自分の現状とこれからすべきことを明確にでき、役に立った。
- ◎ 学生用ジョブ・カードの内容をまとめておけば、エントリーシートを記入する際に困らない。

学生用ジョブ・カードの活用方法

☑ **学生の就職支援ツールとして活用できます。**

- ◆ アピールポイントがなかなか見つからない学生、就職が決まらない卒業予定者や既卒者に対する個別相談時に活用
- ◆ 企業の採用面接のための自己PRシートとして活用
- ◆ エントリーシートの基礎資料として活用 など

☑ **大学や専門学校で実施するキャリア教育のツールとして活用できます。**

- ◆ 入学時から計画的・段階的にキャリア教育を実施する際に活用
- ◆ キャリア教育の講義・授業や少人数制のゼミでの活用
- ◆ 既存のキャリア教育ツールを補完するものとして活用 など



学生用ジョブ・カード様式

「カード」という名称ですが、A4用紙5枚組のシートです。

■履歴シート

- ①職務経歴、学習歴・訓練歴
 - ②資格・免許、自己PR、志望動機
- ※一般用のジョブ・カード様式と同じものです。

■学校活動歴シート①

学校の課程で関心を持って取り組んだことや学校の課程以外で学んだ学習歴と、そこから学んだこと、得られたものを記入

■学校活動歴シート②

アルバイト、サークル、ボランティアなどの社会体験活動とそこから学んだこと、得られたものを記入

■パーソナリティ/キャリアシート

- 興味・関心など本人のパーソナリティに関する事項やキャリア・ビジョンを記入
- 教員やキャリア・コンサルタントによる学生本人の強みや就業意欲などについてのコメントを記入

学生用ジョブ・カードには、「教員記入欄」があります

学生用ジョブ・カードは、**学生自身が中身を完成させる**ものですが、作成の過程で先生や登録キャリア・コンサルタント※1 が面談を通じて本人にアドバイスなどを行い、コメントを記入することで就職活動などで活用できるようになります（これを「交付」といいます）。

※1 登録キャリア・コンサルタントとは、一定の資格、職務経験を有し、ジョブ・カード講習を修了して厚生労働省や登録団体に登録されたキャリア・コンサルタントをいいます。ジョブ・カードは、原則として登録キャリア・コンサルタントのみ交付が可能ですが、学生用ジョブ・カードは、教員の方であればどなたでも交付することができます。ジョブ・カード講習の受講を希望される方は「ジョブ・カード講習案内」のホームページをご覧ください（受講は無料）。

- 学生用ジョブ・カードの〔パーソナリティ/キャリアシート〕の「教員記入欄」※2は、**教員の方であれば、どなたでも記入することができます。**

※2 登録キャリア・コンサルタントでもある教員の方は、「教員記入欄」と「キャリア・コンサルタント記入欄」のどちらに記入していただいても構いません。

- **学生用ジョブ・カードが就職活動に効果的な資料となるよう、「教員記入欄」には、学生が記入した内容や面談結果をもとに、本人の強みや長所、就職活動への取り組み姿勢、就業意欲などを中心に記入してください。**
- 大学や専門学校が学生用ジョブ・カードを交付した際は、**ジョブ・カード講習案内ホームページの「講習修了者の皆様へ」を通じて交付件数を報告してください。**

ジョブ・カード講習案内ホームページ：<http://www.job-card.jp/>

◆ジョブ・カードについて詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の施策」> 雇用・労働「職業能力開発」> 施策情報「ジョブ・カード制度」> 施策紹介「ジョブ・カード制度」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

「学生用ジョブ・カード」を 就職支援にご活用ください！



「学生用ジョブ・カード」とは、就職を見据えた大学生や専門学校生などが、キャリア・コンサルティングを受けながら作成する自己PRシートです（裏面参照）。学校のカリキュラムで取り組んだことをはじめ、アルバイト、サークル、ボランティア、インターンシップなどの活動歴、自身のパーソナリティや、将来の職業への展望（キャリア・ビジョン）などを、具体的かつ詳細に記入できるようになっています。

学生用ジョブ・カードは、学生がキャリア意識を高め、自己の個性や能力を理解して適切な職業選択を行えるよう段階的にサポートするツールです。皆さまの学校におけるキャリア教育や就職支援に、ぜひご活用ください。

学生にとって、ジョブ・カードのメリットは…

- ☑ 作成の過程で、自分の強みやアピールポイントを見つけ、就職活動時に効果的な自己PRができるようになります。
- ☑ 就職活動時に、企業への応募書類やPRシートとして活用することができます。

◆学生用ジョブ・カードを作成した学生の声◆

- ◎ 働くことの意味を考えるきっかけとなり、就職活動に対するモチベーションが向上した。
- ◎ 自分の現状とこれからすべきことを明確にできて役に立った。
- ◎ 学生用ジョブ・カードの内容をまとめておけば、エントリーシートを記入する際に困らない。

学生用ジョブ・カードの活用方法

- ☑ 学生の就職支援ツールとして活用できます。
 - ◆ アピールポイントがなかなか見つからない学生、就職が決まらない卒業予定者や既卒者に対する個別相談時に活用
 - ◆ 企業の採用面接時における自己PRシートとして活用
 - ◆ エントリーシートの基礎資料として活用 など
- ☑ 学校で実施するキャリア教育のツールとして活用できます。
 - ◆ 入学時から計画的・段階的にキャリア教育を実施する際に活用
 - ◆ キャリア教育の講義・授業や少人数制のゼミでの活用
 - ◆ 既存のキャリア教育ツールを補完するものとして活用 など

学生用ジョブ・カードの活用にあたっての留意事項

- ① 学生用ジョブ・カードは、教員または「登録キャリア・コンサルタント」がコメントを記入して本人に手渡すことで「交付」となります。登録キャリア・コンサルタントとは、「ジョブ・カード講習」を受講して、厚生労働省などに登録している人をいいます。就職担当職員など教員以外の方が学生用ジョブ・カードを交付するには、登録キャリア・コンサルタントとなる必要があります。ジョブ・カード講習の受講要件や開催日程など詳細は「ジョブ・カード講習案内」のホームページをご覧ください（受講は無料です）。

◎ジョブ・カード講習案内ホームページ：<http://www.job-card.jp/>

- ② 大学や専門学校が学生用ジョブ・カードを交付した際は、上記ホームページの「講習修了者の皆様へ」を通じて、交付件数を報告してください。



学生用ジョブ・カード様式

履歴シート

- ①職務経歴、学習歴・訓練歴
 - ②資格・免許、自己PR、志望動機
- ※現行のジョブ・カード様式と同じものです

ジョブ・カード様式1 (履歴シート)の

ジョブ・カード様式1 (履歴シート)の

～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び関係機関等～

～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び関係機関等はジョブ・カードの欄目に記入していただきます～

学校活動履歴シート①

学校の課程で関心を持って取り組んだことや学校の課程以外での学習歴と、そこから学んだこと、得られたものを記入

学生用ジョブ・カード様式 (学校活動履歴シート)の

～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び関係機関等はジョブ・カードの欄目に記入していただきます～

学校活動履歴シート②

アルバイト、サークル、ボランティアなどの社会体験活動とそこから学んだこと、得られたものを記入

学生用ジョブ・カード様式 (学校活動履歴シート)の

～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び関係機関等はジョブ・カードの欄目に記入していただきます～

パーソナリティ／キャリアシート

- 興味・関心などの本人のパーソナリティに関する事項やキャリア・ビジョンを記入
- 教員やキャリア・コンサルタントが学生本人の強みや就業意欲などについてのコメントを記入

学生用ジョブ・カード様式 (パーソナリティ／キャリアシート)の

～内閣府、文部科学省、厚生労働省及び関係機関等はジョブ・カードの欄目に記入していただきます～

◆学生用ジョブ・カードについて詳しくは、お近くの「新卒応援ハローワーク」にお問い合わせください。

◆厚生労働省ホームページもご覧ください。
 トップページ「分野別の施策」> 雇用・労働「職業能力開発」> 施策情報「ジョブ・カード制度」> 施策紹介「ジョブ・カード制度」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

問い合わせ先